



西伊豆町若者転入世帯定住促進補助金

1. 目的

西伊豆町に転入した若者世帯に対して賃貸住宅の家賃の一部を補助することにより、人口の増加を図り、また、区や自治会に加入してもらうことで、地域の活性化を図ります。

「若者転入世帯」とは…

西伊豆町に転入した日において夫婦であって、かつ当該夫婦のいずれかが満40歳未満である世帯のことをいいます。

2. 補助金の内容

補助額

1世帯当たり月額 1万円

対象期間

転入した日の属する月の翌々月から起算して 24 カ月まで

対象経費

賃貸借契約に定められた家賃

※共益費、駐車場使用料その他の直接住宅の賃貸料と認められないものを除く

《補助金の交付までの流れ》

申請

申請者は、申請書に必要な書類を添えて、西伊豆町まちづくり課に提出します。
※「3. 補助金の交付申請について」をご覧ください。

審査

町は、書類を審査します。

交付決定通知

町は、申請者に対して、交付決定通知をします。

請求

申請者は、交付決定を受けたら、10月と4月に請求書を町へ提出します。
※「4. 補助金の請求について」をご覧ください。

支払

町は、請求書が提出された月の翌月末までに指定された口座に振り込みます。

check!

≪対象要件≫

次の要件全てを満たす場合に、補助対象となります。

【 申請者及び世帯員 】

- 若者転入世帯で、西伊豆町に住民登録されている
- 令和2年4月1日以降に民間賃貸住宅を契約している
- 町内に居住し、区または自治会に加入している
- 町税等本町に納入すべき納入金を完納している
- 生活保護を受給していない
- 他の公的制度による家賃補助等を受給していない
- 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない
- 転勤等による一時的な住民登録ではない
- 以前にこの補助金を受けていない

【 住 宅 】

- 家賃2万円以上
(住宅手当、共益費、駐車場使用料その他直接住宅の賃借料と認められないものを除く)
- 賃貸借契約の期間が1年以上
- 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅ではない
- 併用住宅の場合、2分の1が自己の居住用である

3. 補助金の交付申請について

≪補助金の交付申請までの流れ≫

対象要件の確認

対象要件を満たす

- 「対象要件」を全て満たす

必要書類を揃える

勤務先で

- 住宅手当等支給証明書を作成
(様式第3号)

西伊豆町役場本庁窓口で

- 住民票の謄本を取得

補助金の交付申請

申請書類の提出

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 誓約書兼承諾書(様式第2号)
- 住宅手当等支給証明書(様式第3号)
- 住民票の謄本
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の
写し

4. 補助金の請求について

交付の決定

町から9月と3月に交付請求書
(様式第5号)が届きます。

※交付申請した内容が変更とな
った場合、速やかに変更届出書を
提出してください。

(「5. Q&A」をご覧ください)

補助金の請求

書類の提出

- 交付請求書(様式第5号)

補助金の交付

支払

交付請求書に記載された口座へ振り
込みます。

≪補助金の対象期間と請求期間≫

対象となる家賃

【第1期】

4月 1日～9月30日分

【第2期】

10月 1日～3月31日分

【その他】

受給資格を喪失したとき

請求期間

【第1期】

10月10日まで

【第2期】

4月10日まで

【その他】

喪失した日の属する月の翌月
10日まで

支払日

【第1期】

10月末

【第2期】

4月末

【その他】

請求書の提出のあった月の月末
もしくは翌月末

※最初に提出いただく「交付申請書」は、次年度の提出は不要です。なお、「交付請求書」は期末ごとに提出していただきます。

5. 補助制度のQ&A

【Q】住所が変わった場合はどうすればいいですか？

【A】西伊豆町内への転居の場合
転居後、引き続き「対象要件」を満たしている場合、次の書類を提出してください。

- ⇒ 変更届出書（様式第6号）
- ⇒ 誓約書及び承諾書（様式第2号）
- ⇒ 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
- ⇒ 住民票の謄本
- ⇒ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

【A】西伊豆町外への転出の場合
「対象要件」を満たさなくなったため、次の書類を提出してください。

- ⇒ 変更届出書（様式第6号）
- ⇒ 交付請求書（様式第5号） ※未支給分がある場合

【Q】住宅手当の支給額が変わった場合はどうすればいいですか？

【A】支給額の増減や、転職等により住宅手当が支給されることになった場合、次の書類を提出してください。

- ⇒ 住宅手当等支給証明書（様式第3号）

6. 注意点

（1）個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、町において適切に管理します。
また、定住促進に係るアンケート等を送付させていただく場合があります。

（2）補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。

（3）制度の利用期間について

この制度は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間に西伊豆町へ転入してきた若者世帯を対象とします。

【問い合わせ先】 西伊豆町まちづくり課 企画調整係

- 電話： 0558-52-1966
- FAX： 0558-52-1906
- E-mail： kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp

≪様式は西伊豆町のホームページからでも取得できます≫

クリック!

西伊豆町

▶ 行政

▶ 行政情報

▶ 西伊豆町の補助金・助成金等

▶ 西伊豆町若者転入世帯定住促進補助金